



農業から学ぶ。日本の農業は強い！？
所得税増税!! 役員さんへの給与を見直しませんか?
基金拠出型医療法人の対策
最近の税務調査動向 ～調査事例から～
6 Sの大切さ

長野県松本市巾上 9-9
TEL : 0263-33-2223 FAX : 0263-33-2396
長野県長野市栗田 292 番地
TEL : 026-291-4153 FAX:026-291-4163
HP : <http://www.narusako.co.jp>

農業から学ぶ。日本の農業は強い！？

農業の専門誌や専門サイトの運営で著名な浅川芳裕氏が、日本の農業は強く震災の復興も可能であり、TPP交渉もやり方次第で十分にチャンスにできるというメッセージを発信されているのを見て驚きました。日本の農業は弱く保護しなければならないし、食料の安全保障面から考えても現在の低い自給率は問題だと考えるのが普通だと感じるからです。日本の食料自給率は40%と言われ、60%も海外に頼っていて大丈夫なのかと感じますが、この計算根拠自体に問題があったのですね。これはカロリーベースで計算されていますが、野菜や果物などは、そのカロリーが米や麦などの穀物に比べると低く、穀類から野菜などにシフトしていくとカロリーベースの自給率では数値が下がってしまうのだそうです。したがって自給率をカロリーベースでとらえ国策にしている国は日本だけなのなのうです。

「食糧危機時代の輸入全面停止に備えて」というのが農水省の立場ですが、国際協調による貿易立国が日本の本来の姿と考えると違和感を感じざるをえません。もともとは生産額ベースで発表していたものを、牛肉やオレンジの自由化交渉の際、日本の農業は弱く守るべきものだとアピールする為に、カロリーベースの自給率に転換しました。30年以上使われていた金額ベースの自給率は突如姿を消したのですね。

数字で欺くといえば、福島原発でもマグニチュードの計算の仕方について、今までの気象庁マグニチュード方式では8.4になってしまい、東京電力のみならず原発を推進してきた政府や専門家の責任追及をされる恐れが生じてしまう、という心配から学者しか使用していなかったモーメントマグニチュードで計算し直し、数値を9.0まで上昇させ、「千年に一度の地震だからしようがない」的な世論づくりをしていました。

我々経営者は、会社の数字や情報も出所と計算根拠をよく注意しなければならないと感じますが、国が発表するデータも大本営発表と同じ眼でみないといけない（国データを国民が鵜呑みにできないこと）のは寂しいものを感じます。農水省は一応金額ベースの自給率も公表していて、こちらは70%にもなります。1000円分農産物を買うとしたら700円が国産という意味ですから、誇れる数字ですがこちらは公表されていません。

しかし、先進国で唯一米を主食にしているだけあって、日本のお米の技術力は世界レベルで、特に稻のバイオテクノロジーは世界一なのさうです。近年では花粉症緩和米が開発され、2014年には人での臨床試験にこぎつけ、2020年に実用化という流れで進んでいます。花粉症を引き起こすアレルゲンを米の中に作り出すことに成功していますから、花粉症の患者は皮下注射などを行う必要がなくなります。さらに気管支喘息や関節リウマチなどの自己免疫疾患に対応するお米の開発が進められており、期待がもてます。

さて、世界を見渡すと、農業の世界で学ぶべき相手として、米国に次ぐ世界2位の農産物輸出国であるオランダに異論がある人はいないのではないかでしょうか。国土はちょうど九州と同じ、4万平方キロメートルしかありません。にも関わらず農産物の輸出額は790億ドルと日本の30倍も稼いでいます。この地位を築いているのが、7万7千件のプロ農家です。チューリップなどの花だけでなく、トマトやズッキーニ、パプリカを輸出しています。種イモや卵、トマトの輸出額は世界一です。高付加価値の作物を作るのに必要なガラスハウス（日本ではビニールハウスが中心）は、世界の4分の1がオランダに集中しているのだそうです。トマトは、単位面積あたり日本の8倍、野外のジャガイモであっても単位面積あたりで日本の2倍の生産性をもっています。施設もそうですが、秘訣は東インド会社からの伝統的な複式簿記による記録が大きいのだそうです。起きたことや実行したこと、観察したことを書き留め改善していく、日本の製造業で行われていることが、伝統的に行われ続け農業の発展を支えているのだそうです。

日本では、農家の高齢化と減少が危惧されていますが、5万平方キロメートル以上の耕作面積を持つプロの農家は、1950年には815戸だったのが5万戸を超え、増え続けています。広い農地を使うプロの農家の数はオランダの農業者の数に匹敵するほどいるのですし、品目別にみてもネギの生産量は世界一、ホウレンソウは世界3位、みかんが世界4位と、世界レベルの生産量で作物を保有しています。稻についても田

植えをしているのは日本ぐらいで、ヨーロッパでは1960年代から直播きをしているのだそうです。この直播き、さらに乾田という日本の従来の方式以外にも生産性を上げる方式はたくさんあるのですね。

単純な公表データを鵜呑みにせず、現実を知り複式簿記と記録により振り返り、新しい技術の導入を恐れずに絶えず生産性を考えていく組織が業種を問わず強いということを改めて認識し実行することが、経営者の責務だと感じました。

成迫 升敏

所得税増税!! 役員さんへの給与を見直しませんか?

平成25年度税制改正大綱では、住宅ローン控除の拡充など、私たちに有利な改正が盛込まれた一方で、今年から適用されている改正では所得税は増税となっています。そこで、考えられる対策をご紹介します。

平成25年1月1日以後の給与に対しては、給与所得控除額に上限が設定され、同日から復興特別所得税の課税が始まりました。特に今回の改正は高額納税となる役員報酬を狙ったものですが、実は、役員の給与所得を他の所得へ分散することで、所得税の納税額が大きく変わってくるケースがあります。ポイントとなるのは、役員の手取額は変えずに、「役員への報酬をどのような名目で支払うか」という点です。

1. 役員報酬を給与所得以外の所得へ移す

(1) 不動産の賃料収入へ (給与所得→不動産所得)

会社に無償で不動産を貸し付けている場合には、賃料を設定し、不動産所得としての収入とします。固定資産税や青色申告控除(10万円)等を経費として処理することができます。

(2) 退職金として積立 (給与所得→退職所得)

役員報酬の一部を役員退職金として積み立て、退職時に役員退職金として会社から受け取ります。会社内部ではなく、生命保険にて積み立てれば会社の経費とすることもできます。

2. 他の家族へ収入を分散させ、世帯収入は維持

従来から役員である配偶者と併せて、ご子息を新しく役員とし、社長の報酬を配偶者及びご子息に移すという方法です。なお、退職所得は、通常勤続年数が長いほど税金面で有利となるため、まだ入社していないご家族がいらっしゃる場合は、退職所得への効果も期待できます。

3. 役員報酬を減額し 手取り収入は維持

借家等に住んでいる方は、その借家等を社宅にすることで、会社から安く借りることができます。賃料が安くなった分、役員報酬を減らすことができます。会社側では、役員負担の社宅賃料を除いた、実質の賃料負担分が経費となります。なお、これから住宅を建てようとお考えの場合は、会社にて、社宅として住宅を建てることで、一般的な家賃より安く住宅を借りることができ、会社にて住宅を資産計上することにより、減価償却費、固定資産税等を会社の経費とすることができます。

4. 借入金利息を少人数私募債へ切り替え

少人数私募債の利息は利子所得となります。現在、会社に役員借入金が有り、会社から借入金利息を受取っている場合は、少人数私募債に切り替えることで効果があります。(詳しくは事務所通信No.213参照)

下表は、年間2,000万円の役員報酬を、減額等によって分散させた場合の節税効果の試算です。

表2 分散の効果 (単位: 万円)	節税の方法	移す報酬の金額/年	10年間の節税額
役員報酬を給与所得以外の各種所得へ移す	①不動産の賃料収入へ移す	150	519
	②退職金として積立てる	500	1,301
世帯収入を変えずに家族へ移す	③他の役員(家族)に報酬を支払う	500	1,501
手取額を変えずに役員報酬を減額する	④借家から社宅への切替	60	262
所得区分を変更する	⑤借入金利息の少人数私募債利息への切替	150	351

小規模企業共済を活用した節税も

より手軽に、かつ、効果的に節税ができるものとして、小規模企業共済があります。③のケースで、満額(84万円/年)加入した場合の10年間の節税額は、合わせて2,025万円となります。

自社にあてはまるものがないかご検討いただき、ご不明な点がありましたら弊社担当者までご相談下さい。

基金拠出型医療法人の対策

平成19年の医療法改正により、同年4月1日以降に設立される医療法人は「出資持分のない」法人に限られ、新規設立医療法人の多くが「基金拠出型医療法人」として設立されています。「基金拠出型医療法人」と改正前に設立された「出資持分のある」医療法人との違いは、医療法人が解散した時の法人の残余財産のゆくえにあります。出資持分のない基金拠出型医療法人は、解散時法人に残余財産が高額に残ったとしても、設立時に基金として拠出した額以上に返還されることはありません。返還しきれなかった残余財産は国・都道府県等に帰属されることとなります。(右図参照)

こうしたことから「これから医療法人を設立するのはメリットがない」「自分の代で解散する可能性もあるので財産を没収されたくない」といったご意見を多く伺いますが、解散を視野に入れた対策をしておくことで財産が国等に帰属することは防ぐことができます。その対策とは「解散時に残余財産を役員退職金として役員個人に支給する」という方法です。

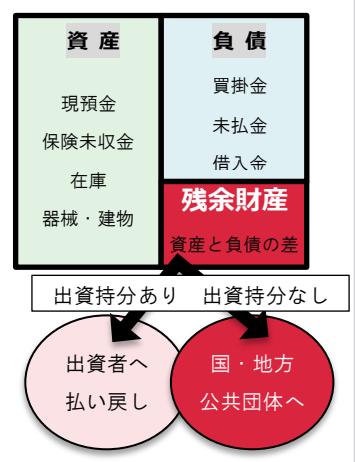
極端に考えれば、医療法人の利益を毎年役員報酬で全て支給してしまえば法人に余剰な財産を蓄えず、解散時の心配もなくなります。税金計算上の違いを考え、意図的に税負担の軽い医療法人に資金をある程度残し、税金計算上優遇されている退職金で将来個人へ支給する方法が有利と考えられます。

退職金という形で支給するポイント

- 1.役員報酬に課税される所得税・住民税の合計税率は最高で50%と高額。
- 2.法人に利益を残せば法人税等を課税されるが、法人税等の実効税率は約20%と低い。*
- 3.退職金への課税は、退職所得控除を引いてさらに1/2にしてから課税となり非常に有利。

*法人所得800万円以下の場合、事業税を考慮せず

[イメージ図1]



法人の利益を全て役員報酬で支給する方法と、意図的に法人に残し、その後役員退職金で支給する方法を比較すると以下のようになります。

[イメージ図2] 年間3,600万円の利益が発生する医療法人を20年間経営したとして、退職金を支給する場合としない場合の試算

退職金なし	役員報酬	年間 3,600 万円	20年間での役員手取り額	4 億 6,042 万円
	医療法人の利益	0 円		
	役員退職金の支給	なし		
退職金あり	役員報酬	年間 2,880 万円	20年間での役員手取り額	4 億 7,882 万円
	医療法人の利益	年間 720 万円		
	役員退職金の支給	20年後に 1 億 1,414 万円		

退職金を支給する
計画のほうが
20年間で
1,840万円有利！

それでは、どのぐらいの金額を毎年医療法人に残すのが適当か、という問題が発生します。法人税と退職金の税金が有利であるため、できるだけ法人に残した方が有利となるべきですが、役員退職金は医療法人の損金（経費）として支給できる金額に制限があります。そのため医療法人に資金を残しすぎると最後に退職金で個人に支給しきれず、法人に残余財産として残ってしまう可能性があります。

役員退職金の支給限度額についてはいくつかの考え方がありますが、以下の計算方法が代表的です。

役員報酬支給限度額 = 最終報酬月額 × 勤続年数 × 功績倍率（理事長で約3倍）

この計算方法ですと、一年毎に役員報酬の支給限度額は月額役員報酬の約3倍が加算される形になるため、毎年医療法人に残してゆく資金の目安は「月額役員報酬の約3倍」となります。理論上ですが、この目安で資金を医療法人に残してゆけば解散時に残余財産を残すことなく退職金として支給が可能です。

冒頭のように、医療法の改正で医療法人の設立を見合わせている先生方もいらっしゃると思いますが、毎年の役員報酬のコントロールによって残余財産を没収されるといった問題は回避が可能です。この点を踏まえ再度医療法人化のご検討をされてはいかがでしょうか。



最近の税務調査動向～調査事例から～

最近の税務調査ではパソコンのデータやEメールの内容まで確認されることも増えています。親族や関係会社間の取引なども重点調査対象ですので、最近の法律改正点と調査事例を基に、動向を見てみましょう。

1. 平成25年1月1日から、税務調査の事前通知が義務化されました

主な改正点は、原則として調査の目的・税目・期間等を事前に納税者に通知する、というものです。

2. 税務調査対象企業の選定方法は？

KSKシステム（国税総合管理システム）を使って全国の申告や納税情報を一元管理し、対象を選びます。

- (1) 好況な業種や法人、又は決算書の数字に異常数値がある法人
- (2) 長期間調査がない、また過去に不正をした記録がある法人
- (3) グループ間の取引に不審点がある法人 など

平成23年関東信越国税局調査事績より
不正割合の高い業種：解体業・パチンコ・
鉄骨鉄筋工事・産廃処理・飲食・土木工事・
新聞販売・官工事・菓子製造業など

3. 最近の税務調査事例から

①親族間や関係会社取引は適正金額か？

平成22年度からグループ法人税制が導入され、申告書に添付する「出資関係図」を基に、調査官は親族や関係会社の取引について十分な下調べをしてきます。具体的な調査項目を見てみましょう。

- 親族や関係会社間の売買価格・家賃設定・支払手数料・コンサルティング料等が適正＊か？
- 経営者個人の通帳に不明朗な資金の動きがないか？
- 社員旅行に親族が含まれていないか？お歳暮や交際費に個人のものがまぎれていなか？

*「適正価格」は「第三者と同様の取引をする場合に設定される金額」という基準で判断してください。

法人と同時に社長の個人所得を調査されるケースが多いので、銀行で個人の預金口座を調査されても不明朗な入金がないようにしましょう。

②ホームページやEメールの確認

調査官は調査対象会社のHP、経営者や従業員のブログなどを読んでいるよう、会社事情や経営者の行動をよく把握しているケースも多いです。企業に例えると、営業前に取引先を念入りに下調べするようなものですね。またパソコンのデータやEメールなど、不正の疑いがある場合は任意で電子データも確認していきます。

4. 日ごろの調査対策の心得 -調査官に疑いの目を向けさせないために-

適正金額での取引や根拠を残すなど日々の業務を積み重ね、調査に余裕を持って臨めるようにしましょう。

- ・現金管理を日々実施する
- ・契約書・日報・稟議書・議事録・請求書など整理して保管する
- ・書類に備忘のメモ書きをするなど、明確に説明できる状態にしておく
- ・金庫や机の引き出しなどは、調査官が見る可能性があることを念頭におく

5. 帳簿の備え付けや記録方法の見直しをしましょう

適正な帳簿の保管や記録は、一方では税務調査だけではなく近年増加している取引先や従業員とのトラブル予防、訴訟になったとしても裁判の資料として使うことができます。また取引先や社内会議の内容を明確にするために、契約書や打ち合わせ議事録を作成する企業が増加しています。正確な情報をタイムリーに記録して保管することで、結果として税務調査に耐えうる企業体質を構築しましょう。

弊社では、元国税調査官によるプレ税務調査もしておりますので、調査対策をしておきたい方はご相談ください。

6Sの大切さ

先日自宅の物置を片付けました。もったいないと思いましたが10年来使っていない物は全て捨てました。普段目につかないといふうちに物がたまってしまうと反省しました。

企業経営においても、製造業の4S（整理・整頓・清潔・清掃）、5Sなら十躰、日本電産永守社長が提唱するのは6Sで十作法ですが、現場がキレイな工場は不良品も少なく高品質な製品を効率よく作ることができます。整理整頓が上手か下手かで時間のロスやスペースのロスが発生し、さらに「やる気」というモラルにまで影響を及ぼします。武蔵野の小山社長は「環境整備」として率先垂範しています。当たり前のことですが、個人も会社も6Sをルール化し習慣づけることが大切だと思います。

統括部長 高木 幹夫 [以上]